

重要

令和7年度高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金に係る 申請等に関するお知らせ

◆収入の修正申告や税額の更正があった場合

- 就学支援金の認定結果に影響する可能性があります。修正申告等により税額の更正が
あった場合は、下記の問合せ先まで御連絡ください。
- 税額の更正により「不認定から認定」に変更となる場合、市町村から発出される納税
通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に再申請した場合に
限り、遡って就学支援金の支給が受けられます。（15日を超えた場合は、遡って支給
されませんのでご注意ください。）

◆高校生等臨時支援金の申請をしていない場合

- 世帯年収が約910万円以上あることで高等学校等就学支援金が所得制限により不認定と
なった世帯においても、今年度に限り高校生等臨時支援金により授業料が実質無償とな
ります。
- 高校生等臨時支援金を受給するためには申請手続きが必要になります。今年度に限り
申請可能な制度であり、年度を越えると遡って支給することができません。申請を希望
される場合は、年度内に円滑に手続きを進めるため、必ず令和8年1月30日(金)までに
下記の問合せ先へ御連絡ください。

問合せ先 岡崎工科高等学校 事務室
電 話 0564-51-1646